

# 自動車通学学生心得

- 1 通学のため自動車及び自動二輪車を使用する学生は学生課へ登録申請の手続きをすること。未登録の車両は駐車場の利用を禁止するとともに通学のための使用も認めない。
- 2 通学のため自動車を使用する学生は2千万円以上の任意保険（対人）を掛けること。
- 3 自動車通学する学生は、駐車場内において次の事項を守らなければならない。
  - (1) 所定の駐車場以外には駐車しないこと。又、駐車場内においても駐車枠内に駐車すること。
  - (2) 一旦停止、一方通行等の標識に従うこと。
  - (3) 徐行すること。
  - (4) 事件・事故は速やかに庶務課（守衛）・学生課に報告しなければならない。
  - (5) ごみを投棄しないこと。
- 4 学生は運転免許証を取得した日から向こう1力年間、自動車による通学を自粛しなければならない。
- 5 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等による違反行為又は事故を起こした学生には自動車による通学を禁止する。特に悪質な者は懲戒処分を課すことがある。
- 6 自動車通学（自動二輪車含む）を希望する学生は、交通安全意識の高揚を図るための交通安全講習会を受講しなければならない。